

墨田区消費者ニュース

出前講座をご利用ください

すみだ消費者センターでは、消費者被害の未然防止のために、出前講座を実施しています。悪質商法や契約のトラブルなど、消費生活に関することを専門の相談員がわかりやすくお話します。

暮らしの中の疑問・質問にお答えします



クーリングオフはどうやればいいのか？

キャッチセールス
催眠(SF)商法
アポイントメントセールス

架空請求
振り込め詐欺
ワンクリック詐欺

利殖商法
マルチ商法

ライフプラン講座
保険のみなおし
葬儀について

点検商法
悪質なリフォーム工事



湯処語り亭

対象：区内の学校の授業、町会や自治会の老人会・女性部、PTA、福祉関係者、その他自主的な学習グループなどで1講座10人以上の参加があること

日時：原則、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時30分まで

費用：無料 **講義時間：**1回、1時間程度

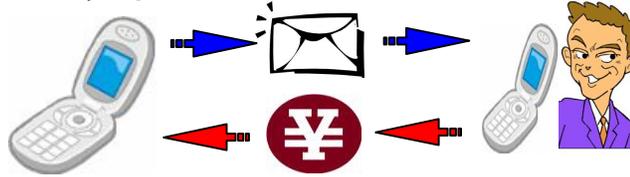
会場：主催団体でご用意ください。

20人以下の場合、すみだ消費者センター内の消費者団体活動室がお使いいただけます。(使用料は無料です。)

申込み：電話でご連絡ください。申請書を送りますので、必要事項を記入して開催日の1か月前までにFAXでお申込みください。

出会い系サイトに気をつけて！！

軽い気持ちで出会い系サイトを
利用したら、高額な料金を支払う
ことになってしまった・・・



相談事例

携帯電話で古いサイトに登録したら、色々なメールが届くようになった。その中の出会い系サイトに興味本意で登録し、無料の範囲でメール交換をしていた。話の途中でポイントがマイナスになってしまったので、クレジットカードでポイントを購入した。購入した料金は、相手に会ったときに貰うことになっていたのだが、会う約束がいつもキャンセルされるので不審に思った。自分は騙されたのではないか。インターネットには自分と同じような被害の書き込みがたくさん出ていた。カード会社から高額な請求書が届いたが、料金を支払わないといけないうか。

アドバイス

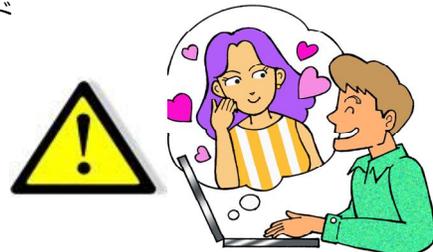
古いや懸賞などのサイトに登録したことがきっかけで、携帯電話に勧誘や迷惑メールが届くことがあります。また、出会い系サイトを利用すると、思わぬ高額料金が発生する場合があります。

メールの相手は「相談にのって欲しい」「お金をあげる」「困っているので助けて欲しい」などと、様々なことを言って気を引かせます。わざと話を長引かせてメール交換を重ねるうちに、購入したポイント料金が高額になってしまうのです。

請求に応じる必要があるかどうかは、相談内容によりケース・バイ・ケースですが、一度支払ってしまった料金の返金はなかなか難しいのが現状です。いずれにしても、返金の交渉をする場合は、メールのやり取りの経過などを書面にして、サイト業者やカード会社等に提出する必要があります。

相手の手口は巧妙で問題ですが、サイトの利用やメール交換をするかを決めるのは自分であり、あくまでも自己の責任となります。メールの相手は姿が見えないので、実際はどこの誰だかは分かりません。いくらでも成りすましができるのです。

このようなサイトは、安易に利用しないようにしましょう。



困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

まずは電話でご相談ください

相談専用

ダイヤル

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

